

(別紙 2)

既存の健康保険証（2024 年 12 月 1 日（日）以前交付分）の取扱いについて

1. 経過措置期間中（2024 年 12 月 2 日（月）から 2025 年 12 月 1 日（月）まで）の取扱い

- (1) 既存の健康保険証の券面に印刷されている事項に変更がない（＝「資格情報に変更等がない」）限り、経過措置期間中（1 年間）は、既存の健康保険証で医療機関等の利用ができます。
- (2) 資格情報に変更等がある場合（退職（再雇用を含む）や氏名変更等）および既存の健康保険証をき損・紛失した場合は、新たな制度が適用されるため、健康保険証は発行できません。
- 取扱いとしては、所定の届出をしていただき、健康保険証は回収（紛失の場合を除く）するとともに、以下のよう
な取扱いになります。

A. 「マイナ保険証」の登録のある方	「資格情報のお知らせ」を交付しますので、「マイナ保険証」と一緒に携行してください。 交付後は、「マイナ保険証」により医療機関等を利用してください。
B. 「マイナ保険証」の登録のない方	届出書の「資格確認書の発行要否」欄に✓を付して、交付申請してください。 交付後は、「資格確認書」により医療機関等を利用してください。

2. 経過措置期間経過後（2025 年 12 月 2 日（火）以降）の取扱い

- (1) 既存の健康保険証はいつさい利用できなくなります。
- (2) 既存の健康保険証は回収しませんが、個人情報を含むものですので各自廃棄等をお願いします。

以 上